

令和4年度 吹田市学校規模適正化支援業務仕様書

令和4年6月

吹田市教育委員会 学校教育部教育未来創生室

## 目次

1	件名.....	1
2	委託期間 .....	1
3	発注部署 .....	1
4	業務の目的.....	1
5	検討の方向性.....	1
6	業務内容 .....	2
7	スケジュール.....	5
8	作業全般における要件.....	5
9	成果物 .....	6
10	留意事項 .....	7
11	その他.....	7

## 1 件名

令和4年度吹田市学校規模適正化支援業務

## 2 委託期間

契約締結時から令和5年3月31日まで

## 3 発注部署

吹田市教育委員会 学校教育部教育未来創生室

〒564-0027 大阪府吹田市朝日町3番401号

電話 06-6155-8135 FAX 06-6155-8077

## 4 業務の目的

本市人口増加に伴う児童生徒数の増加に加え、35人学級の推進に伴う学級数の増加により、クラス数が31を超える過大規模校が増加する一方で、局所的な児童生徒数の減少など、二極化する本市における学校規模に関する課題について早急に解決する必要があります。

学校規模に関する課題の解決に向けては、令和3年11月に「吹田市学校規模適正化基本方針」（以降「基本方針」）を策定し、現在までに基本方針に基づき、児童・生徒数推計の精査や推計に基づいた学校規模適正化の検討対象候補校の選定、適正化のための通学区域見直しのシミュレーションなどを実施してきました。今後は、令和4年度中に具体的な解決方法を定めた実施計画を策定予定です。

本業務は実施計画を策定するにあたり、今までに実施した児童生徒数推計の更新や新たに必要となる通学区域の見直しシミュレーションなど、実施計画を策定するための資料作成や情報分析の業務補助を行うことに加え、実施計画案策定に伴い必要となる保護者や地域関係者などに向けた説明会や周知を円滑に行うための補助を行うものです。

## 5 検討の方向性

### (1) 現状

#### ア 国の方針

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が令和3年4月1日に改正されたことで、小学校において令和7年度までに段階的に35人学級編制を推進する必要があります。

#### イ 本市の現状と課題

##### (ア) 本市の現状の取組

本市では、学校規模をそれぞれの学校の特色と捉え、学校の創意工夫において、学校規模に応じたメリットを伸ばし、デメリット抑制しながら、特色のある学校づくりを進めてきました。

また、学級数の増加に対する教室の確保策として、本市の考え方に基づいた児童生徒数推計を作成し、将来のクラス数の見通しを踏まえた、校舎の増築や教室改修を行いながら確保してきました。

(イ) 本市が直面している課題

全国的には、人口減少や少子高齢化の進展に伴い生徒数が年々減少傾向にある中で、本市では住宅開発による市民の流入等により、児童生徒数が今後10年間は増加する見込みで、30年後も現在と同程度の規模を維持することが見込まれています。

また、児童生徒数の増加に加えて、35人学級編制の推進により、クラス数の増加がさらに促進することで、将来的に学級数が過大規模校となる学校や、教室不足となる学校が増加する見通しとなっております。

一方で、地域的には小規模化が進んでおり、その結果、6学級以下の過小規模校が生じるなど、児童生徒の教育環境に対する学校規模の課題があります。

ウ 課題検討の方向性

本市の持つ学校規模の課題に対し、本市教育委員会では、令和2年7月2日に、「吹田市立学校規模等検討委員会」に対し諮問を行い、本市における学校規模に関する基本的な考え方や課題に対する具体的な方策について令和3年7月14日に答申を受けました。答申の中で示された「吹田市の過大規模校及び過小規模校は速やかな解決を図るべき」などの内容を受け、吹田市教育委員会において学校規模に関する課題解決に向けた方向性を定めた基本方針を令和3年11月に策定しました。

基本方針策定後、より具体的な方策を示した実施計画を令和4年度中に策定し、令和5年度以降は実施計画に基づいた取組を進めていく予定です。

## 6 業務内容

本仕様書における「学校規模適正化に関する支援業務」とは「5 検討の方向性」を踏まえ、令和4年度中に予定している学校規模に関する課題解決のための実施計画策定に向けて整理すべき、次の(1)、(2)を最適に実現するための具体的な計画の立案、調査・分析、資料作成等、また、(3)、(4)に示す、実施計画策定に向けた保護者等への説明及び意見徴収を円滑に行うための業務支援を次項に示すスケジュールにて行うことです。

(1) 令和4年度の情報に基づく児童生徒数推計の更新及び改良の検討

学校規模適正化に向けて実施した児童生徒推計について、それぞれの算出要素を令和4年度の情報に更新した上で、その精度の検証を行い、より適切な方法について検討を行う。

ア 推計に必要な情報への更新

(対象は吹田市の全小・中学校【小学校：36校、中学校：18校】を想定)

住民基本台帳情報及び、児童・生徒の在籍数、開発情報等をベースに、児童・生徒数推計(※)に必要な情報について、住民基本台帳情報は令和4年4月末時点、児童・生徒の在籍数は令和4年5月1日時点の情報に更新する。

※ 更新対象の推計は、令和3年度に実施した同支援業務で吹田市が実施している方法とは別に、検証のために行っている方法（コーホート要因法）を指す。

ただし、同方法とは別に、より適切な方法を行う場合はこの限りではない。

なお、同支援業務にて行う推計は、全年齢を対象とし、女性の出産年齢に応じて算出した出生数も含めるものとする。

イ 2種類の推計結果の突合による検証

アで更新した推計方法に対し、吹田市が実施した児童・生徒数推計の結果と突合し、両方の推計方法に対する検証を行う。また、両者の結果が異なる場合に、その原因の分析を行い、必要に応じて実施方法や要素の改良等の提案・助言等を行う。

ウ 長期推計の実施（10～20年）

決定した推計方法に対し、長期推計を実施する。また、その結果についても吹田市で実施している推計方法との突合による検証を行う。

(2) 通学区域見直し案のシミュレーション（更新・新規検討）

令和3年度に市で実施した通学区域見直しのシミュレーション案のうち、令和4年度も引き続き検討する校区（※）に対しては、情報の更新及び必要に応じた再検討を行う。

※ 現在は1校区のみを想定。

ア 現行のシミュレーション案に対する、令和4年度の情報に基づく更新

通学区域見直しシミュレーション案に対し、対象地域における児童・生徒数等について令和4年度の情報に更新した上で、再シミュレーションを行い、吹田市側で同様に実施した結果について突合・検証を行う。

なお、検証する主な結果は、以下の通りとし、推計方法は6（1）アで示した検証用の推計を用いること。

（ア）見直し後の学校間の児童生徒数、クラス数

（イ）見直し後の学校の児童生徒推計

イ 新たに検討すべきシミュレーション案の検討

実施計画策定の過程において、新たにシミュレーションの検討が必要になった場合には原則、以下の方法に基づいてシミュレーションを行う。

またシミュレーション方法は、吹田市と委託業者の双方の方法を行った上で、突合・検証を行う。

（ア）通学区域の見直し（以後「見直し」）を行う対象地域の仮決定

（イ）見直しする対象地域の丁目・番地レベルの児童生徒数等の確認

（ウ）見直し後の学校間の児童生徒数、クラス数の算出

（エ）見直し後の学校の児童生徒推計の実施

（オ）（ウ）、（エ）に基づき見直し後の学校規模の適正についての検証

(3) 実施計画策定に関する関係者に向けた説明会の円滑な実施

実施計画案の作成後に保護者をはじめとした説明会を開催予定。当説明会を円滑に進め、実施計画の策定を効率的に進めるために以下の補助を行う。

(ア) 実施計画案に係る説明資料の作成

児童生徒数推計の説明資料及び通学区域見直しの場合の案の図の作成等

(イ) オンライン会議上での進行

説明会には現地と併せて、オンライン会議アプリケーション(※)によるオンライン上での実施を予定している。オンライン上においても円滑な進行を行うためのホスト端末の管理者として、オンライン上の参加者からの質問の管理や進行などを行う。

※ アプリケーションはZoomやMicrosoft Teamsなどを想定

(ウ) 専門分野についての説明補助

実施計画の説明会の中で、児童生徒数推計方法の詳細など、より専門的な説明を求められた場合に市職員に代わって説明・質疑応答を行う。

(エ) 説明会の議事録の作成

実施計画策定案に関する関係者に向けた説明会の想定回数及び想定時間としては、 対象校区：適正化対象校区及び影響を受ける隣接校区合わせて1地域 想定回数：1地域あたり5回 想定時間：1回あたり2時間
--

(4) 学校規模訂正化に係る関係者向けのアンケートの集計、整理

実施計画素案作成に先立ち、保護者等の関係者から広く意見を伺うためのアンケートを本市が実施した。実施形態はweb及び紙媒体。

アンケートの実施結果について集計し、整理するのが本業務の内容である。

詳細の仕様は別紙「吹田市学校規模適正化に向けたアンケート支援業務仕様書」を参照

その他、本市の実施計画策定作業を円滑に実施するために必要な支援に関して、都度本市と協議の上実施するものとする。

## 7 スケジュール

前項6における業務支援については、主に以下に示すスケジュールを目途に進めていくものとする。

実施する業務		実施時期
(1)	令和4年度の情報に基づく児童生徒数推計の更新及び改良の検討	
	ア 推計に必要な要素に対する令和4年4月末時点の情報への更新	契約締結後～令和4年7月前半まで
	イ 2種類の推計結果の突合による検証	契約締結後～令和4年7月前半まで 検証により修正・改良が必要な場合は7月末までに完了
	ウ 長期推計の実施（10～20年）	令和4年7月中
	エ 計算簡素化のツール等の作成	ア～エを経て推計確定後速やかに
(2)	通学区域見直し案のシミュレーション（更新・新規検討）	
	ア 令和4年度の情報に基づく、現行のシミュレーション案の更新	契約締結後～令和4年7月前半まで ただし、（1）イ、ウの検討により推計方法が変わった場合は推計確定後に速やかに実施（令和4年7月中までに）
	イ 新たに検討すべきシミュレーション案の検討	必要に応じて随時
(3)	実施計画策定に関する関係者に向けた説明会の円滑な実施	
	ア 実施計画案に係る説明資料の作成	
	イ オンライン会議上での進行	説明会は令和4年10月から令和5年2月までを予定
	ウ 専門分野についての説明補助	最初の説明会実施までに作成・調達しておくこと。
	エ 説明会の議事録の作成	
(4)	学校規模訂正化に係る関係者向けのアンケートの集計	契約締結後速やかに実施すること。

## 8 作業全般における要件

- (1) 本件業務受託業者は、業務の趣旨を理解の上業務履行体制を確立し、契約締結後、速やかに書面により本市に対し体制図を提出すること。また、体制図に変更が生じる場合は事前に本市へ報告の上、承認を受けるとともに、最新版に更新を行うこと。体制図には、担当者名及び休日、夜間等の緊急連絡先を明記すること。

- (2) 本件業務受託業者は、業務の進捗状況について、定期的（対面としては原則月1回程度）に本市に報告するとともに、その進め方、手法等についてはメール等を用いて随時本市と協議を行うこと。また、業務履行方法に関し、より適切な手法等について積極的な提案を行うこと。
- (3) 本件業務受託業者は、業務に実際に従事する者に対する雇用者及び使用者として、責任を持って労務管理し、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、社会保険諸法令、その他関係法令を遵守し、本市に対し一切の責任及び迷惑などを及ぼさないこと。
- (4) 本件業務受託業者は、業務に従事する者に対し必要な教育（接遇、職業倫理、守秘義務等）を行い、円滑に業務を遂行できるよう人事管理を行わなければならない。  
なお、支援業務に実際に従事する者の行為が明らかに業務遂行上支障をきたすと認められた場合、本市は支援業務受託業者に対して当該従事者の変更を要請できるものとする。
- (5) 本市セキュリティポリシー等関係法令を把握、遵守した上で、本市から得た情報を踏まえ、市と十分な協議を行った上で適切な計画を立てること。  
また、本件業務受託業者は、本業務にあたり知り得た情報の内容を漏らしてはならない。業務遂行後も同様とする。
- (6) 本件業務受託業者は、業務に実際に従事する者に対し、受託業者が発行した身分証明書を常時携帯させ、必ず名札を着用させること。
- (7) その他、業務の実施に必要な事項については、本市と本件業務受託業者で協議の上、定める。

## 9 成果物

成果物については「6業務内容」の(1)～(6)に示す内容を取りまとめたものを「調査報告書」として契約期間終了までに提出する。

また以下に示すものを別途、成果物として納入する。

- (1) 打合せ資料及び議事録
- (2) 6(3)に実施する関係者向け説明会の実施のための必要資料
- (3) 6(4)に実施したアンケート結果
- (4) その他、教育未来創生室が指定するもの

(上記(1)、(2)の成果物の提出時期及び形態は教育未来創生室と協議して決定する)

また成果物は、「調査報告書」については紙媒体で10部、「調査報告書」及びバックデータ(上記(1)～(4)も含む)については、電子媒体(DVD等)で2枚提出するものとする。

## 10 留意事項

- (1) 本件受託業者は、委託業務の処理を一括して他の事業者へ委託してはならない。  
また、委託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ本市と事前に協議し、承諾を受けること。  
また、承諾の際に、委託業務内容及び第三者の業者名を明記した書面とともに、第三者の身元を明らかにする資料等を提出すること。なお、第三者から、さらに他の事業者への委託は一切認めない。
- (2) 本件業務受託業者は、業務における何らかの事故が発生したときは、その理由に関わらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急処置を行った後、書面により本市に詳細な報告及びその後の方針案を提出すること。
- (3) 本仕様による成果物の一切の権利は本市に属するものとする。
- (4) 本件業務受託業者は、本仕様による成果物が、本市以外のものの著作権の権利を侵害しないことを確認するものとする。

## 11 その他

本仕様に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、本市と受託者が協議して定めるものとする。